別児童扶養手当所得状況児童扶養手当現況届・特 届の提出について

要です。また、特別児童扶養 してください。 ますので、期間中に必ず提出 8月上旬までに文書を送付し 手当が差し止めとなります。 提出が無い場合は8月以降の の審査を行うためのものです。 受給する資格があるかどうか 得状況届の提出が必要です。 手当を受給されている方は所 いる方は、現況届の提出が必 児童扶養手当を受給されて 現在受給資格のある方には この届は、引き続き手当を

▼受付期間及び時間

児童扶養手当 8月31日(金) 8月1日(水)~

特別児童扶養手当

8月10日(金)~

8時30分~17時15分 (ただし、土、日、 9月11日(火) 祝日を

·注意事項 除く。)

児童扶養手当と特別児童扶 現在所得制限などにより支 に提出してください。 養手当を両方受給されてい 8月10日(金)以降

> 出してください。 給停止となっている方も提

所得の申告は必ず行ってく ださい。

確認事項がありますので、 ていません。 出張所や郵送では受け付け

■受付・問い合わせ

吾北総合支所住民福祉課 893-1117

総合支所住民福祉課 **28**867-2300

本川

減免について 国民健康保険 部負担金

著しく困難となった場合、申 問い合わせください。 しくは国民健康保険係までお 免などの制度があります。詳 の自己負担分)の支払いの減 請により一部負担金(医療費 情で、世帯の生活が一時的に 災害や失業などの特別な事

■問い合わせ

8893-1117

医療制度加入の皆さんへ 国民健康保険·後期高齢者 お知らせ

▼早めに届出を ~交通事故などに 遭ったとき~

だけます。 保険証を使って治療していた 疾病の治療をする場合にも、 や購入した食品などが原因の 者」)の行為によってケガを した場合や飲食店での食中毒 八以外の第三者(以降「第三 交通事故やけんかなど、本

の係へも届出をすることが義 もに、国保・後期高齢者医療 務付けられています。 療機関の窓口へ申し出るとと そのときは、すみやかに医

を依頼しています。その際に よる負傷・疾病の可能性があ を行い、その結果、第三者に からの診療報酬明細書の確認 お願いします。 はご協力をいただきますよう る場合には、世帯主の方に 「負傷・疾病原因届」の提出 届出がない場合、医療機関

▼国保・後期高齢者医療は 時立替払い

その原因が第三者にある場 交通事故などでケガをし、 これらに伴う治療費は本 第三者が支払わなければ

> す。ただし、第三者から治 立替払いの形とし、後から第 障するということから、一時 者の治療を受ける権利」を保 後期高齢者医療では「被保険 国保・後期高齢者医療の立替 療費を受け取っている場合は、 三者に請求することになりま なりません。しかし、 国保・

ます。示談をする前に必ずご 齢者医療が第三者に請求でき 得返還請求をする場合があり なくなり、被保険者へ不当利 してしまうと、国保・後期高 に届出をする前に示談が成立 ▼示談をする前に はできません。 国保・後期高齢者医療の係

ください。 後期高齢者医療係までご相談 ついては、国民健康保険係、 相談ください。 なお、届出に必要なものに

■問い合わせ

町民課

相続登記相談会のお知らせ

開催します。 相続登記相談会(予約不要)を 司法書士会では(県内各地で) です。これを記念し、高知県 8月3日は「司法書士の日」

▼ 日 時 す。ぜひご利用ください。 相談に司法書士がお答えしま の相続登記に関する様々なご 情報証明制度、名義変更など 遺言、遺産分割、法定相続

8月3日(金)

10時~15時

▼ 会 場

高知市本町4-3-30 高知市旭町3-115 高知市春野町西分340 ピアステージ 高知市春野文化ホール 第3多目的室 高知県立県民文化ホール ターソーレ こうち男女共同参画セン 研修室2 小ホール

一問い合わせ

センター 高知県司法書士会総合相

3088-825-3143

8月号 広報いの